

亀山商工会議所
中小企業相談所・青年部(亀山 YEG) 共催

事業環境変化対応型支援事業

【インボイス制度の説明会】

令和5年10月から導入開始！！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入が開始されます。インボイス(適格請求書)を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られ、この発行事業者となるには原則、令和5年3月31日までに「登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。消費税の課税事業者だけでなく免税事業者も対応が必要となる場合があります。

そこで、本説明会では特に登録の検討が必要となる個人事業主で免税事業者の方に向けたインボイス制度の概要説明や登録申請に関する相談会を行いますので是非ご参加ください。

※免税事業者が登録事業者となる場合は、消費税の課税事業者への選択が必要です。

※登録事業者は基準期間の課税売上が1,000万円以下となった場合でも免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じます。

開催日時：令和4年12月9日(金) 18時00分～19時30分

内 容：インボイス制度の概要説明

講 師：公認会計士 佐久間紀事務所 佐久間基氏

会 場：(株)亀山商工会館 2階ホール

参加費：無料

定 員：40名(先着順)

申込方法：下記の申込書をFAXまたはご持参ください。

共 催：亀山商工会議所 中小企業相談所・青年部(亀山 YEG)

【本セミナーについてのお問合せ】 亀山商工会議所 担当：塚田 TEL(0595-82-1331)

亀山商工会議所 塚田 行 (FAX 0595-82-8987)

12月9日(金) インボイス制度の説明会 申込書

参加者氏名		事業所名	
T E L		F A X	

※上記の申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業にのみ利用させていただきます。